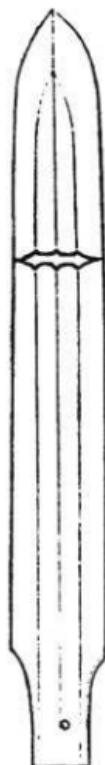


和歌山県

埋蔵文化財情報

1978.6 No.11



・特集

西庄中世集落跡の構造と一呪符

社団法人
和歌山県文化財研究会

西庄中世集落跡の構造と一呪符

和歌山市西庄字駒ヶ坪を中心に西庄遺跡がひろがっている。昭和51年に予備調査を行い昭和52年度から本格的な発掘調査が始められた。調査の結果、調査を担当している和歌山県教育委員会では、現段階では中世の集落跡か寺院跡ではないかとこの遺跡を性格づけている。注目される諸事実は極めて多いがその中で本稿では、二つの点にしほり、所見の一端を述べてみたいと思う。

西庄遺跡の構造

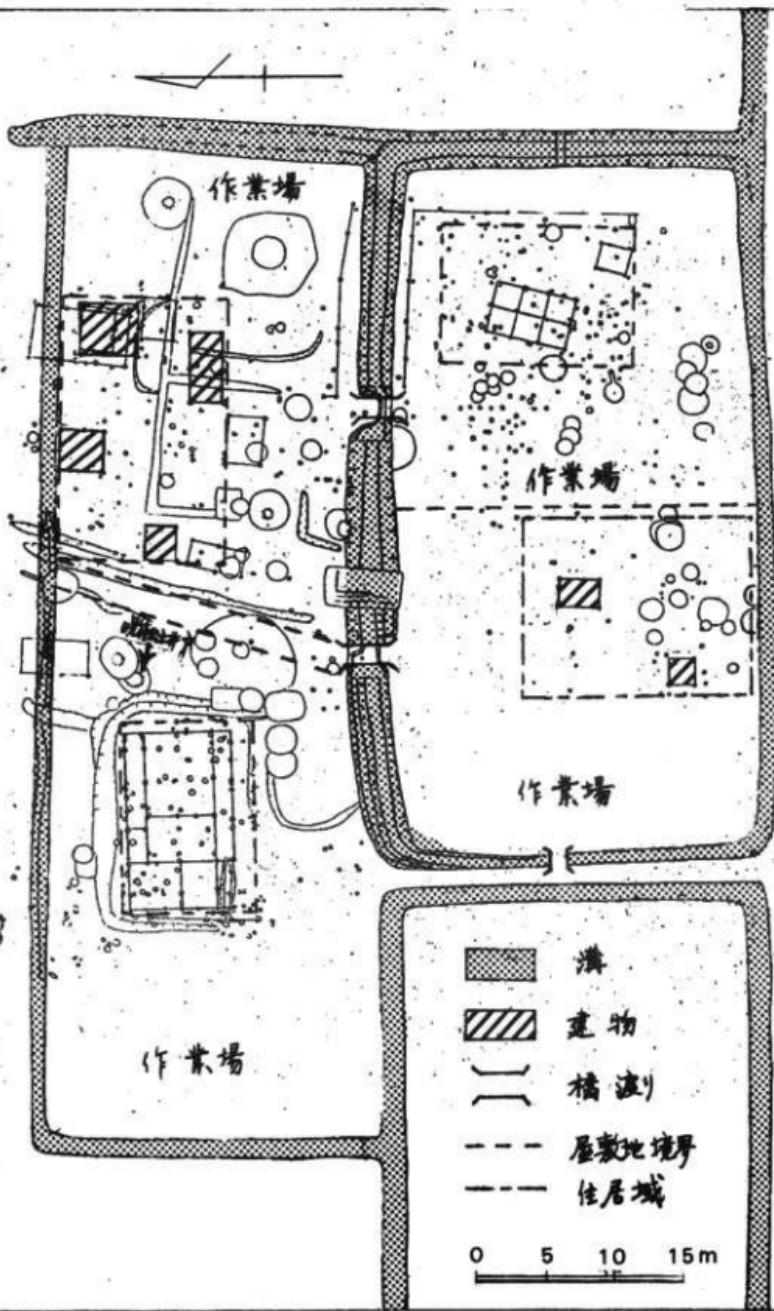
この遺跡は、幅2m程の溝が東側を南北に走り、北は溝が消え、南はその端が東、西溝に分岐しており、以東は不明ではあるが、一応、一区割の東端が示されている。この南北に走る溝の中央から西にのひら溝が4m、直角に走り、再び南折して、約10m続いて行方を失っている。従って、南北24m、東西4mを一単位とする南側の單純地割が得られることとなるのである。すなわち東西と南北の地割の長さが2:1と見事に対応しており、非常に計画的な地割が与えられていることを示している。この南北区割について注目されるのは東西に北側にはしる溝が二ヶ所、東から15mから16mまでの部分、北区割をはり出させて溝を抜めており、さらに22mから36mまでの間を逆に南区割をはり出させて溝幅をせばめ、恐らく橋なり渡りと設けていたろうことを暗示している。それだけに南北区割は单一の機能を果すだけでなく、その区割内部が3つの機能をもつたり、3地区に分けられることが窺われる所以である。こうした眼で南北区割一南北敷地を見ると東側に主屋などの生活空間をあき、北、西を日陰場で囲み、中央、西地区や東地区の南部分を広場なり作業場、畠地などとして使用し、南によせて關係の附屬施設を配置する構造をとっている。

一方、北区割は、必ずしも南北区割とは単純ではない。遺構の複雑であり、しかも幾つかの建物などもあってその読みとりはむづかしいものの、周囲を割した溝と平行なり直交する建物をひらい出と、注目される一事実が浮ぶ。まず、南側にある大溝にかかる東の橋なり渡りの前面、北面に主要な建物を集め、また溝の北縁にていの南敷地と同様、日陰場とつくり、日陰場同志が溝をはさんで対応させている。ただ、

北区割の建物群の当初建物の3～4棟は西側の橋なり渡りまでの間に收まり、北区割は、むしろ、この西の橋なり渡りを北へのはしていく道なり区割するものがあつたのではないかと想像されるのである。とすれば、この北区割は二つの区割一屋敷地となるのではないかと考えられる。その東屋敷地は中央に東の橋を渡し奥よりに主要建物をおき、東方と南に広場なり作業場、細地を設けたようである。

以上のように北区割と、東西に走る大溝にかかる橋なり渡りから、また建物の配置からするならば、西側の橋なり渡りは北区割を二分させる、すなわち東の区割一屋敷地と西の区割に二分されることになるのである。東の区割はすでに記したがこの西の区割には、西によせて東西約15m、南北約10mをはかる、石積みを一部に備えし雨落溝をめぐらした基壇がみられる。基壇上の建物の形態は不明であるが、現在発掘されている諸建物中では最も規模が大きく、その故に寺跡かと考えられたのかもしれない。ただ礎石なりは見られないようであり柱穴状の穴が集中しているところからすれば1棟ではなく2棟程の建物がこの基壇上に営まれ、しかも連続化された場合も十分に考えられるのであり、おそらく西方と、この基壇状遺構の南に広場なり作業場、細地などを考えててもよいのではないかと考えられるのである。こうした考え方で評されるとすれば、東区割同様、東西35m、南北24mの屋敷跡となるであろう。この北区割の西屋敷の出入りは、南区割の西橋から北に道かのび、この道から西に入いる手法も考えられないではないが、恐らくは南区割の西邊を限る大溝にせい、幅員の広い南北道があり、この道が北に行きつくところに北区割の西屋敷地があることとなるのであろう。この手法の出入りが最も妥当なものであることは論をまつまでもないところであろう。もし、こうした大道が、南区割に西に認められることがなければ、南区割への出入りも、その西邊にも設けることが可能となるであろう。

以上で成立期の西庄遺跡の一部の設計計画アランを見たが、なお、考えておかなければならない一面がある。それは南区割を一屋敷としたことへの今一つの見方の成立の可能性である。この南区割の南北24m、東西48mという区割は北の区割よりは



抜けて広いものであるにもかかわらず遺構が少なく貧弱であり、しかも北縁の溝に二つの橋なり渡りが設けられている事実からすれば、その二橋の中間に境を南北に設け、四方の屋敷地を東・西に考えることが可能となり、東の屋敷地は東北によせて住居とかもえて西・南に作業場や畑地、広場を、また西の屋敷地は東南に住いをよせ、西や北に同様の空間を設けていると見るものである。この見解は妥当性のつよいものであるが、二つの橋なり渡りを考える上に非常に明確な利用形態が説ける訳で成立の可能性はきわめてつよいと言える。ただ、一つの橋エレという区割溝で周囲をとり囲まれているだけに、果して独立した2家族と見做しうるか否か、主従の関係にある2家族なのか、親と子、主屋と分家といった関係にあるのか、いずれにせよ関係を合する一面をもつものであろうことは十分予測されるところである。

北区割の2つの屋敷地についても同様なことが言えるかもしれない。その場合、南区割と逆に西の屋敷が主となり東が副となることは論をまつまでもないが、東の屋敷の建物配置は興味ある在り方を示しており、かなり独立性のつよい、むろ主・副といった家族関係は考えなくてよいのではないか、逆言すれば、それなりに独立した個性をもつた家族の屋敷地であることの可能性も高く、出入口も南区割の東の橋なり渡りだけでなく、北区割の西屋敷間に想定される道なりからの出入り、あるいは南の2本筋の溝に橋をかけるかのいずれかであつたろうと想われる。

西庄遺跡の成立期の村の地割りは、歳月を経みするに従い変化したもの約である。大溝の西の橋なり渡りから東北に向がんで北へのびる二条の溝が出来るが、この溝と溝の間に道があり、北区割の東・西の屋敷地の境に明確に道一ノ川も側溝をもつてが誕生し、東屋敷の中にこの道と平行した軸をもつ建物が誕生したり、若干軸に異なるかやはり有機的に関連すると想像される建物が前代の住居のあった地域に新しくつくられているのである。恐らく出入口はこの場合も東側に平行する今一条の溝が北にみられるがこの溝と道の側溝間が築地垣であり、その築地垣西端部分に出入口を設けていたと思われるのである。いずれにせよ北区割の東屋敷地の変化は目まぐるしさがあるが、東を作業場なり畠とし、西側に住いの部分を構成する在り方は、前代

から踏襲されているといえよう。

西庄遺跡の実態については、なお観かれはならない諸美は數多いが、その最初の集落設計なり構造、一部の変遷は以上のようによみとれるよう私には思われる。地盤をあけ建物を $15m \times 10m$ の範囲の中に各のた北区割西庄敷地こそは、そうした諸堂敷の中核をなすものとして思づいているようである。その東側の屋敷の動きもまた建物もしくれたものである。一つの集落の内の各屋敷なり家族の在り方を根據調査はまさまでと顕現してくれるのである。調査者の鋭い目と技術は、このように中世を見事に思づかせてくれたのである。

阿天刑星呪符の詮見

西庄遺跡の調査の成果を、昭和52年4月1日の説明会にそなえて社団法人和歌山県文化財研究会が刊行された『西庄地区遺跡(仮称)発掘調査現地説明会資料』の送付をうけて以上のように分析して中世集落復原の一歩を可すのうると考えたのであるが、その記載の中に呪符の発見のあったことが記されていた。気にしつつ、忙しさにかられて照会をおこなっていたところ、和歌山県教育委員会の松田正裕氏より電話で「口を3つ横に並べドアの戸、端がくっついているので字ではないと思いまどかとにくく呪符だと思います。どんな意味のものですか」と逆に御質問を持ることになった。「その手のものは幾種類があるので物を見ないと何ともいえないので、草戸十軒の遺跡の室町時代初期の井戸から発見された呪符はその下に既というまたよめない、もしろいってこのは籠とよめるような墨書きがあり阿弥利星と書いてあるよ。今年の2月9日の中日新聞にも、『日本歴史』の今年の4月号にも一字書いて置いたから、それを見てほしい」と答えた。松田君から茅君の居られる元興寺文化財研究所にこの資料がもら込まれ、赤外でとった写真を弟君の松田隆嗣君から4月17日頂戴した。さすがは赤外写真である。最初、松田正裕氏から頂戴した写真では下部に梵字が並ぶのかと思い調べはじめたが、隆嗣氏の写真の結果、墨書きは明確で、

とかかかれていることが手にとるように鮮やかに読みえた。まさかと思っていた天刑星の呪符の再見である。私の驚きは大きかった。ここ3年ばかり追い求めていた天刑星の呪符だけに感激一潮というところであった。

この天刑星の呪符は、平頂で幅2.2cm、長さ26.9cm、頂から17.5cmの所から次第に両側と前り尾程橋をせぬめ、底を再び平らに、その幅2.0cmをはかるものである。先の『現地説明会資料』によれば北区割の西屋敷地の基壇状の遺構の東北隅、雨落溝の外にある井戸からの発見であり、「往約2mの抜方内に基底に二段の下枠ともち、その上に石積みを行つたとして径に約1mを測る。この井戸かしは、呪符、燈籠、宝刀の柄(?)、曲物などが出正在している」と簡潔に記されている。詳細な出土状況が不明なのは残念であるが、それは後日の正報告をまつとして、この呪符のもつ性格なり内容を簡単に述べておくことにしよう。

まず、中央の阿天刑星の句であるが、これは最早や今日では失なわれてしまひ、諸橋先生の大漢和辞典にも出てこない句である。しかし、中古より近世にかけては、すでに草戸十軒町遺跡(広島県福山市)でも発見されているようすに重要な背景をもち流行した呪符の1つであった。阿天刑星は天刑星ともいい、天刑星とも書くが、闇極宮にある星であり、歳刑星とも呼ばれ常に現れる星である。益田家に戴される『地獄草紙』の第一段に、たて膝で恐い形相の夜叉の形相といた天刑星が、両足にそれぞれ疫鬼を踏まえ、左の一手中て鬼の髪をつかんでねじ伏せ、右の一手中て鬼を酢へ浸し左の二手にその足を壙て高く擧げ、左の二手は既に頭を嘴み食える鬼の玉身をとて更に食おうとては運ぶ所を現わしている。疫鬼をあたかも「流れ作業」式にとらえ、以後食いつくまでの諸段階が見事に描かれ、その詞に「かみ(音の意)」にその形星とびつく「名付」名は「(星)まします」、千頭天王およびその部類なりにともろの疫鬼とりてす(非)にしてこれを食とす」とかかれている。中世の人々が天刑星に何を期したかは、この『地獄草紙』の絵詞に十分語られ、その信仰が千頭天王などへの諸々の疫鬼を酢につけて食し、疫鬼に呪えられる存在であること、その故にこそ、この天刑星の呪符も、て疫鬼をリザケようとした心意がありありとよみ

とれるのである。ただ『三国相伝陰陽轄轄蓋内法金馬玉鬼集』などでは、天刑星は牛頭天王そのものであり、牛頭天王が疫鬼を調伏すると記し、疫鬼の王者とされた牛頭天王が天刑星と重なり、天刑星の性格までも獲得してというか、とりこんで牛頭天王の信仰が浸透していくことを示しているのである。

天刑星の性格がどうしたものであるかは、以上の記述から明確であろう。こうした天刑星の信仰のために偽經ではあるが、天野信景翁は『温尼山の巻五』で、『天刑星秘密儀軌』が名古屋大須真福寺に蔵され、その一本は進山院の文応元年（1260）古書本の子なり。応永3年（1396）12月7日尾州中島大権庄東方照光院にて書子の旨を真書に記していること、この『天刑星秘密儀軌』が3巻からなりたてていること、元禄年間に見たことを記しとめているし、別に不空三戲説とつたえる偽經『天刑星真言秘密山』といつた經軌もつくられ、天刑星の信仰が次第に体系化され、牛頭天王と巧みに習合されていくのである。こうして一方で体系化されていくだけではなく、西庄中世集落では呪符としての天刑星の名を見出すのである。

天刑星をめぐる呪符には2種乃至は3種の系統がみられるが草戸千軒町造跡の呪符と同様、今回発見の呪符もその一系統を示すものである。この系統に属するものには、木下密運氏藏の『秘法大事』には天刑星大呪として

火事除災
火事除災

といつた呪符の存在をとくが、これとは別に、いくつかの小呪はあるものの芦でつながる一連の同似のものがみられるが、これがその一系統をつくっているのである。西庄中世集落の呪符には、便天刑生の句について、急々如律令の一語がみられる。此句中、最も多用される句であり、『義照堂公鑑集』第一には、「急々如律令等の語の如きは、火を呪すれば焼けず、癌を呪すれば停めしむ」とあり。『事文類聚』第四には「守護の類、末句に急急如律令と云ふは、人おもへしく酒との如律令の如く、速に去りて滞ることを得ざれとなり。一説に、漢朝、行下の書毎に皆如律令と云ふ、言は當に亦た律令の如くなるべし、故に符祝に如律令の言あり。律令は雷辻の捷愚なり、此の鬼、善く走り、雷と相疾速かなり、故に此の鬼の疾走の如

きを云ふなり」と記し、その意味を明らかにしている。一言でいえば「疾去鬼」の意なり「疾去疾去鬼得久住」（速く帰れ速く帰れ入しくここに住むことのないように）と鬼の速く去ることを希望しての句なのである。

筆者に記号のよう印かかれている點は、俗に九字を切るというて字である。其方に出入りたとされている。『草林宝函』上巻に

翻正しく門内に立ち御を仰ぐと云ひ、右手のやお指を以つて、先づ四横を書き、後に五横を廻し法（旋）れ、一四横三横、舟を附く。盗賊起らず、歩客行かず、故郷に還帰せん。吾れに當る者はなし、吾れに背く者はなし、思へ如津々、嘸（異）りて懷（いだ）て行く。

と書かれており、一見記号に見える點は、九字と呪符が四横五横を書くものである。その目的も明確に記されている。九字の記号は、大字では「諸兵將等後烈在前」の九字を表されることになっており、五横を上から諸兵將等、四横は左から陳烈在前を表わすものとされているのである。『修業深根行法符』集函・巻六には、一九七項として九字垂述という事項をかかげ「南方の天に向て九字誦」。南を九字垂み、行くやうにかみらむ。此の年の主の災難をかみくたさそくする式（吉凶と成る也）。患難、外道、疫神、患難、強敵等をかみそくと觀すべし。深根せよとあり。その九字の垂述しての功徳を見事に記しているのである。

以上で、西庭中世流傳の呪符の内容は明確になつたといえるであろう。千鶴天王など疫神を辭につけて食し過ける天刑星の強力に、速かに鬼を去らしのほまれしめのない急（如往令）の句を添え、さらに患難、外道、疫神などをかみ天わせる九字の印をしてみた。層に天刑星の力（印）をつけるようとしているのである。しかし、この呪符は當時の慣用の呪句、呪符であったと思われる。国立国会図書館蔵の『足まじない私伝函（発本/4年古字）』には

國司印（足まじない私伝函）

ノ日はか、引に

國司印（足まじない私伝函）

といった呪符がみられる。前者はまさに、西庄中世集落の呪符と完全に一致しまで合致しているといえそうである。後者も既とを離して記しているが、連れるとやはり合致するものとなるであろう。西庄中世集落は『現地説明会資料』によれば南北朝から室町時代初頭の遺跡とされており、光の草戸千軒町遺跡の室町時代初頭に属するとされるとともにほぼ一致し、『まじない秘伝』が慶長16年に書写しているだけに、室町時代に天刑星呪符が盛行し、その信仰がつよく生きていることが如実にうかがわれる所以である。

西庄中世集落と呪符

天刑星の性質、性格とその対応を察し、その姿を浮かび上らせた。しかし、ここで注目すべき一点のみを取扱ふに留もう。この一点こそは集落とこの呪符のつながりである。今回終見された呪符は門柱の脚部に割り込みを施し、くくりつけたように出来ている。柱にくくりつけたり門柱にさはる、それした用途か考えられるのである。光の木下密運氏爵の『時松法大事』には、大門口に立つ、疫神守りとあるように大柱の間に立てる場合がないたり、新潟県の中野豊臣氏より御送付いたいた軍旗商御御印の中に、やはり天刑星の呪符（ク寸の長さ、14の木を用いる）としてその呪符内に村中安全、疫神退散の句が見られる。恐らく疫神を退け守護するため、村の入口なり門柱の口にくくりつけたり。また、西庄の場合、脚部を削り込みをせしめようとしているようにしたてる場合もあったろうかと考えられるのである。

光の西庄中世集落の構造を検討した結果、北正面の西屋敷、この集落の内で最もすぐれた屋敷一基壇まで設けた屋敷、その東北隅につくられた井戸、それも不秤上に石積み！ たすくれた丁重な井戸の中からこの天刑星の呪符が発見されているのである。おそらく、この集落を統括したであろう者の屋敷でこの呪符が生きたのである。疫神を退けめる効果あつてのら、この呪符は、この屋敷の出入口なり柱からはずされ、井戸にかくされたのである。井戸が窮屈した状況にあつて特點で投入されたのか、まだ使用されている時点で投入されたのか、そのいずれであるかは残念ながら報告されていないのでよく判らないが、井戸底跡を伝えるところからすれば

恐らく後者であろうか。井戸は水みちをえらび開削されたものであるだけに、井戸に流しやつた祓われるべきものは水みちを経て大河なり海に流れ出、次第にさすらう中で淨化されていくと古くから考えられていたのである。

村の長ともいいうべきこの屋敷の主のもとで、この呪符は懸づき、その屋敷内の井戸に納入された事実は、南北朝から室町時代初頭にて呪符の利用が村の長といった比較的高い地位にある者の間を中心に行なわれたことを物語っているのである。現実に吉田神道で名高い吉田家、その吉田兼見の日記『兼見御記』には多くの各種の呪符が各地に配布されていく有様が手にとるように記しとどめられているが、その配布される者はいざれもが、在地のかなりの有力者までを含むものである。吉田兼見のような高名の社家ではなく陰陽師、呪師として呪符を配布して歩くものや、地域・地域の駿者(じゆしゃ)が呪符を配布するとしても、その対象は、まさにこうした村の有力者を中心展開しているのである。誰よりもまして、安全を希い疾患の退散を願う心根は有力者によく、その心根とつく形で、呪師が生き、こうした呪符がもちいられていくのである。西庄中世集落は、真摯な調査によって集落の構造とその勢いや家族の在り方が知りえただけに、呪符を用いる者の実態までも明らかにしたのである。単に呪符の詳細を知りえただけでなく、そうした呪符の在り方まで知りえた僕等は、まさに大豊といふべきものであろうか。

(水野正好)

昭和53年5月3日

稿了

西庄地区遺跡の主屋北東の中世井戸より、呪符が出土したの、文化庁・水野正好氏に呪符についての教示をおびいだところ、現地説明会の不十分な資料をもとに、呪符については勿論、遺跡についても氏の見解を原稿として送付していただいたため、報告書に先立ち、『埋蔵文化財情報』の場をかりて水野氏の原稿を全文掲載させていただきます。

(辻林 浩)

編集後記

文化庁の水野正好氏に5月原稿をいただきながら私たちの怠慢ゆゑ遅延いたことを氏におわび申上げます。

(宇野)